

法教育

法教育

センターニュース

No. 25

2018年11月9日
第25号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 芳野 直子



憲法前文には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と書かれています。私が、初めてこれを見たのは小学校の高学年で憲法を勉強した時でした。小学校高学年ともなると、あれしなさいこれしなさいと口うるさく大人から言われるのに反抗したくなる年頃で、ルールや規則というのは煩わしく、法律というのはその親方のような存在であろうと学ぶ前から斜めに見て構えていました。ところが、その法律のさらに親玉であるはずの憲法が、上から命令する口調ではなく、「われら」が主語となって、自分たちの国の理想を示し、社会をどのようにつくっていくかを宣言する形になっていることに驚きました。

もちろん、ほとんどの法律は、煩わしい決まり事で満ちています。法律って押しつけがましいし、

面白くないし、できれば近寄りたくないものかもしれません。しかし、だからこそ「法教育」に大切なのは、いみじくも憲法が指し示しているように、「法」は誰かから与えられたものではなく、私たちが主体であるという視点なのではないかと思います。自分たちの社会を作るために、どのような理念に基づき何が必要で何をしてはならないのか、そんなことを考えていけば、どんな「法」が求められているのかが自ずとわかるでしょう。さらには決められた法に従わなければならない理由も納得できるかもしれません。自分たちが主役として作り上げてきた法がどう動いていくのかを考えれば、退屈な条文からも躍動感ある世界が見えてきます。

神奈川県弁護士会の法教育センターは、学校への出前授業を行い、裁判傍聴を案内し、中高生を対象としたサマースクールや模擬裁判を実施するなど、一人でも多く子どもたちに法教育が浸透するように頑張っています。そして、法教育センターの中心は当会の若手弁護士です。未来をつくる子どもたちがこれからの法曹を担っていく若手弁護士と出会い、「法教育」を通じて、法の本当の意味を知り、新しい世界を感じながら、よりよい社会の担い手として花開いていくことを期待しています。

高校生模擬裁判選手権



本年も、日弁連が主催する高校生模擬裁判選手権関東大会が開かれ、神奈川県からは法政大学国際高等学校が予選を突破し、8月4日に東京地方裁判所にて開催された大会に出場しました。

神奈川県では6校の高校からエントリーがあり、関東大会に出場する学校を選抜するための予選を実施しました。本年の予選は昨年と同様、各校に対して教材を配布し、論告と弁論の様子を撮影したものを、審査員が審査するという方法で行いました。各校には撮影前にサポート役の弁護士2名を2時間ずつ2回派遣し、予選参加者全員に万遍なく法教育的効果が及ぶようにしました。また本年は、法的思考方法、証拠の取り扱い方、事実認定におけるツールミンモデルなどを解説する事前講義DVDを抜本的に見直し、より充実した内容としました。

本年の予選問題は、ひたつくりの共謀共同正犯の事案を新たに作成しました。細かい事実認定を要する教材であり、参加した生徒から「難しかった」との感想もありましたが、各校とも粘り強く取り組み、全参加校が一定の水準に達していました。また審査員からは、事実認定方法の誤りや評価根拠の弱さなどの指摘があったことから、審査員の意見をまとめ、振り返りのための材料として各校に提供しました。

予選結果の発表は、6月2日に行いました。昨年と異なり、結果発表前に講評を行うことで、参加した生徒も真剣に自身の検討内容との違いなどを考えてお

り、また、他校の発表における工夫などにも目を丸くしながら聞き入っていました。このような講評は、法教育的観点から非常に重要であり、特に予選で敗退する生徒にとっては自身の検討内容を弁護士にチェックしてもらえる唯一の機会となることから、今後も続けていきたいと考えています。

結果発表後には、参加した生徒同士の交流会を行いました。交流会では、他校の生徒に対して、論告弁論の思考の流れや、撮影における工夫などを聞いている光景が多数見られました。また、来年に向けて後輩を誘い、講評や交流会で学んだ内容を伝え、来年は絶対に勝つ、といった頼もしい生徒もいました。

予選を突破した法政大学国際高等学校については、予選時のサポート役の弁護士に加え、2名の弁護士を関東大会へ向けた支援のために派遣しました。支援弁護士は仕事の合間を縫い、また、休日にもかかわらず支援を行うなど、精力的に活動しました。関東大会では入賞することはできませんでしたが、予選本選を通じ、多様なものの見方や他人を説得するための方法論などを学ぶことができ、法教育的な効果は大いにあったものと思います。

当委員会としては、来年も本年のように充実した予選を行い、県下の高校に法教育的な思考を普及させていきたいと考えておりますので、皆様におかれましては、どうぞご声援をいただければと思います。

(法教育委員会委員 須藤公大)



サマースクール 2018

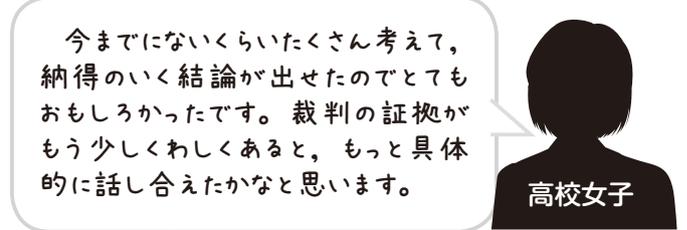
アンケートスペシャル

今年も毎年恒例のサマースクールを開催しました。午前は施設見学、座談会、ルール作りの授業を行い、午後は、横浜地方裁判所の法廷を利用した模擬裁判を行いました。今号は、参加者の声の特集です。



中学女子

施設見学の時でも質問を受けてくださったりして、今までうっすらとしか知らなかった法律や裁判などに対して深く知ることができたと思います。その仕事1つ1つにも興味がわいてきて、将来の仕事の選択肢を増やすことができたと思います。



高校女子

今までにないくらいたくさん考えて、納得のいく結論が出せたのでとてもおもしろかったです。裁判の証拠がもう少しわしくあると、もっと具体的に話し合えたかなと思います。



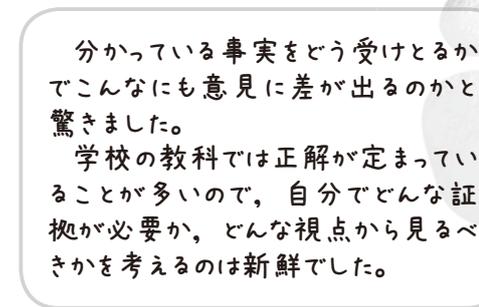
中学男子

施設見学では、検察庁・裁判所の仕事や仕組み、設備について知り、見ることでよかったです。模擬裁判では証拠からどう考えられるか、そこから有罪か無罪かよく考えることができた。



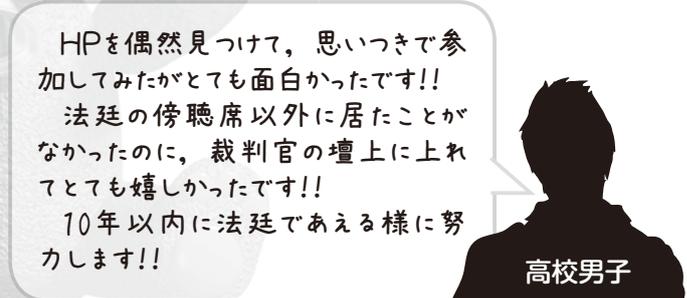
高校男子

ふだん法律関係の仕事をしている方とお話する機会はあまりないので、とても良い時間を過ごすことができました。



中学女子

分かっている事実をどう受けとるかでこんなにも意見に差が出るのかと驚きました。学校の教科では正解が定まっていることが多いので、自分でどんな証拠が必要か、どんな視点から見るべきかを考えるのは新鮮でした。



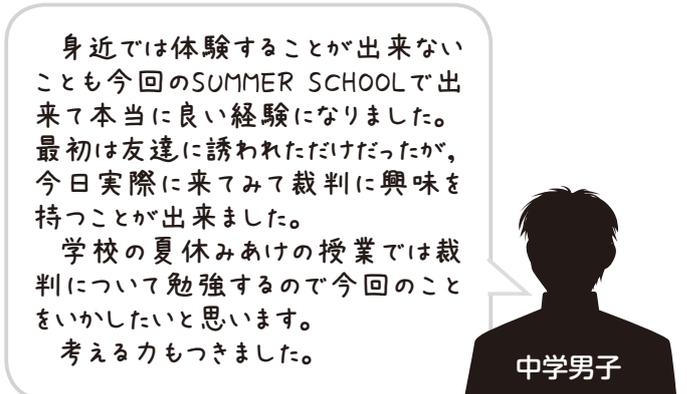
高校男子

HPを偶然見つけて、思いつきで参加してみたがとても面白かったです!! 法廷の傍聴席以外に居たことがなかったのに、裁判官の壇上に上れてとても嬉しかったです!! 10年以内に法廷であえる様に努力します!!



高校女子

実際の法廷内で模擬裁判をすることができ貴重な体験となった。リアルな職業的側面など、質問をすることができ、勉強になった。評議では、1つの事実について、証言の信用性なども含め、多方面から物事をとらえる練習になった。



中学男子

身近では体験することが出来ないことも今回のSUMMER SCHOOLで出来て本当に良い経験になりました。最初は友達に誘われただけだったけど、今日実際に来てみて裁判に興味を持つことが出来ました。学校の夏休みあけの授業では裁判について勉強するので今回のことをいかしたいと思います。考える力もつきました。

ウィーンにて

本年5月13日から19日まで、ウィーン国連本部で開催された国連犯罪防止刑事司法委員会（通称コミッション）に参加してきました。

この会議は各国の政府間会議ですが、日弁連はNGOとして参加し、会場でサイドイベントの一つである「SDGsターゲット16を実施するための法教育の必要性－自白と拷問に関する法意識・法意見調査に基づいて－」を同時開催しました。

このイベントでは、はじめにフランスのマキシム弁護士から、「誘拐された子どもの生命に危険が迫っていることを理由に実行犯に自白を強要した事案」についての欧州人権裁判所の裁判例が紹介されました。続いて、福井大学の橋本教授・千葉大学の佐伯准教授から、日本の高校生を対象に実施した自白強要に関する調査結果が報告されました。同調査によると、7割近い生徒は「拷問によって得た自白は証拠排除される」との法知識を有しているものの、多くの人命に関わる

場面では、やはり7割近い生徒が「自白を強要してもよい」という法意見を持っていることが明らかになりました。その後、私から、日本の弁護士会が行っている法教育活動について簡単な説明をしました。

質疑応答では、日本における憲法



教育といった報告内容に直接関わるものだけではなく、日本での死刑制度存廃の議論や廃止に向けた展望など、幅広いテーマで意見が交わされました。

英語が苦手な私ですが、国連の会議を傍聴したり、その雰囲気に触れただけでも大変貴重な経験となりました。この会議は、2020年4月に京都で開催される国連犯罪防止刑事司法会議（通称 कांग्रेस）に繋がるものです。 कांग्रेसには多くの方々に参加していただきたく宜しくお願いいたします。

（法教育委員会委員 村松 剛）



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●● こんなことを頼めます… ●●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<http://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!

編集

後記

新しく編集委員になりました、岩崎と申します。

弁護士会が行う法教育活動を、より身近に感じてもらえるようなセンターニュースを皆さんと一緒に作っていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(岩崎健太)



法教育

編集委員

Law-Related Education

細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎	
田丸 明子	河野 隆行	服部 知之
村上 貴久	押田 美緒	大木秀一郎
松浦ひとみ	伊藤 真哉	岩崎 健太